2021年度独立行政法人
社会福祉医療機構社会福祉振興助成事業

「若者居住支援を普及させる支援事業」

【実施報告書】

CONTENTS

1 若者居住支援を普及させる事業の事業概要 …… 1
2 ユースハウスナビ事業 …… 2
3 ユースサポートハウス事業 …… 3
4 利用者属性 …… 6
5 支援事例 …… 8
6 ユースサポートハウス利用者アンケート …… 10
7 ジョブトレ …… 15
8 ユースハウスナビ・ユースサポートハウス事業の成果 …… 16
9 居住支援法人・不動産会社・保証会社・管理会社・支援団体・自治体・自立相談支援機関員向け研修会 …… 17
10 研修会の成果 …… 26
11 終わりに …… 28

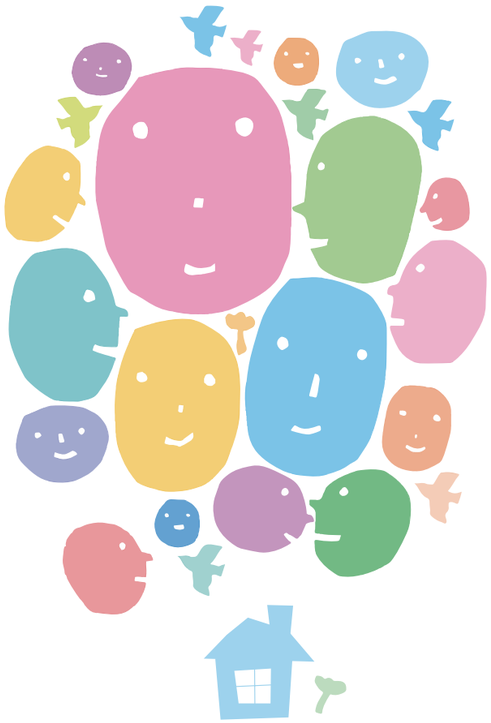

1 若者居住支援を普及させる事業の事業概要

（1）事業概要

①ユースハウスナビ事業（若者向け居住支援相談窓口の開設）
- ●入居のための支援
- ●未成年者への住居の借り上げ支援
- ●入居後の見守り支援

②ユースサポートハウス事業
- ●居宅場所を提供しての生活訓練・生活支援・就労支援の実施
- ●食材、生活消耗品、お弁当等の提供
- ●ジョブトレの実施

③研修会の開催
- ●居住支援法人、不動産会社・家主・保証会社・管理会社・支援団体、自治体、自立相談支援機関向け研修会の開催。（札幌市）

（2）事業実施期間

2021年４月１日～2022年３月31日

（3）対象年齢

15歳から39歳までの方

（4）事業実施体制

事業責任者　１名
事業主任　　１名
相談支援員　１名
生活支援員　４名

2 ユースハウスナビ事業

（1）事業目的

●住宅確保が難しい若者の住宅確保を目的に、不動産会社・保証会社・家主と連携しながら住宅確保支援を行う。

●居宅生活後の生活破綻の防止。

（2）事業内容

●若者向けの住宅確保支援及び継続的な訪問、見守りを実施。

（3）ユースハウスナビ事業利用の流れ

①本人・関係者からの連絡

②事業説明

③状況確認【面談】

④サービス利用申し込み

⑤サービス利用開始

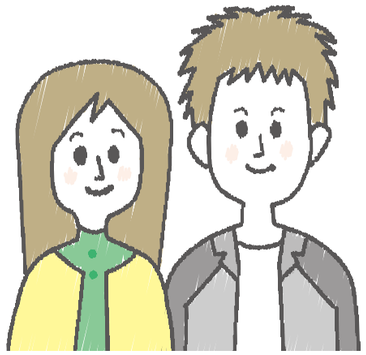

3 ユースサポートハウス事業

（1）事業概要

様々な理由で「自立（自己実現）」が困難な状況にある若者を対象に収入状況・生活能力・生育環境を考慮しながら、居宅場所、食材を提供し、相談支援、生活訓練、就労支援を実施。

（2）定員

3名（令和4年2月から４名）

（3）ユースサポートハウス利用の流れ

本人・関係者からの連絡

相談内容に適した機関を紹介させて頂くこともあります。

電話、メール等

他機関の紹介

相談受付

施設見学・事業説明

面談

問題の把握
目標確認
利用開始日の決定

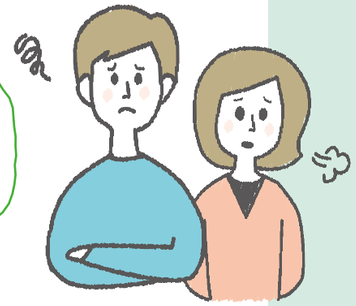

ユースサポートハウス利用開始

目標達成に向け支援員が伴走します

生活訓練・生活支援
就労支援

卒業（目標達成）

卒業後も定期的に夕食会への参加など継続的に関わります

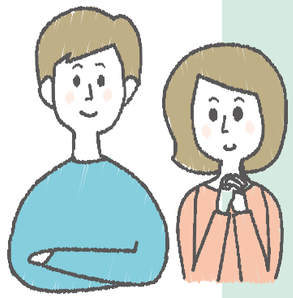

（4）ユースサポートハウス支援内容

居宅場所を提供し、生活習慣の改善・一人暮らしに向け、個々の段階に応じた生活訓練・就労支援を実施。「家賃や生活費」を支払う習慣を身につけるため、段階的に利用料を徴収した。

※ユースハウスナビ事業の活用
ユースサポートハウスの卒業者や一人暮らしを開始した若者についても、ジョブトレへの参加など孤立防止・生活破綻防止に向けた支援を行なった。

段階	第１段階	第２段階	第３段階
対象イメージ	・収入がない ・収入が不安定	・就労を開始	・就労を開始し、 ３月以上が経過。
支援期間（目安）	３月	３月	６月
利用料の徴収	無料	１日　1,000円	１日　1,500円
生活支援の実施	実施		
食材の提供	事業費負担 ※第３段階の若者に対しては、自立に向けて少しずつ自分で購入してもらう。		

支援内容

- ●居宅場所（個室、家具家電付き）の提供
- ●食材、生活消耗品の提供
- ●調理指導、調理実習
- ●金銭管理　※銀行への同行・家計簿をつける・通帳等の預かり
- ●清掃指導
- ●入浴指導（入浴するよう声がけ）
- ●身だしなみの確認
- ●洗濯指導
- ●就労支援（面接練習・履歴書の書き方）
- ●生活相談
- ●仕事づくり事業（中間的就労）への参加
- ●行政機関、支援機関への同行

（5）ユースサポートハウス居室

札幌市東区に、アパートタイプの個室を３部屋設置

【部屋】
８畳（ガス・水道有り）
【個室設備】
ベット・布団・テレビ・炊飯器・冷蔵庫・座卓・収納棚・食器・調理器具・ストーブ・洗濯機・洗式トイレ・ユニットバス

4 利用者属性

（期間：2021年４月1日～2022年２月28日）

（1）ユースハウスナビ相談者（78名）

①性別

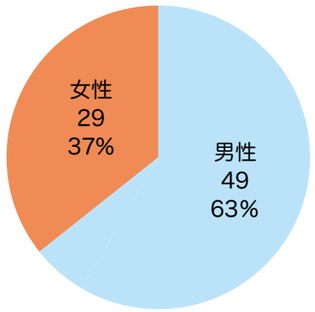

②年代

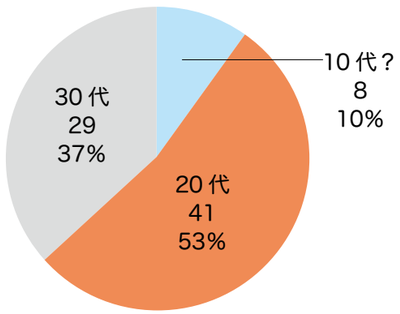

③相談地域

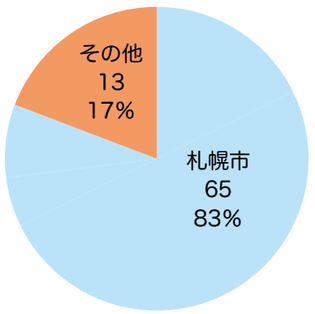

④相談内容（複数回答）

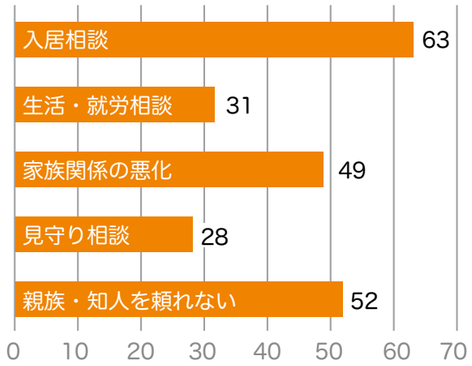

（2）ユースサポートハウス事業利用者（8名）

①性別

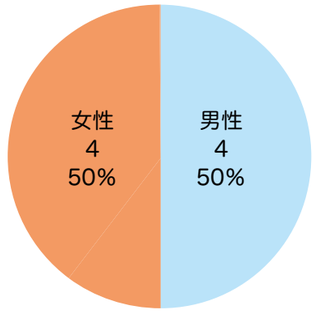

②年代

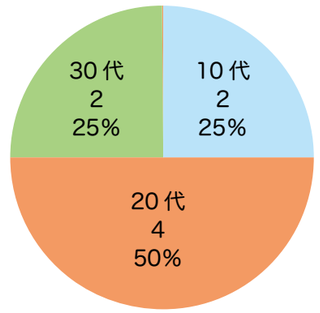

③相談背景

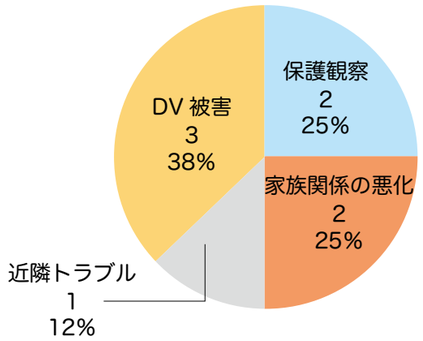

④３月１日の住まいの状況

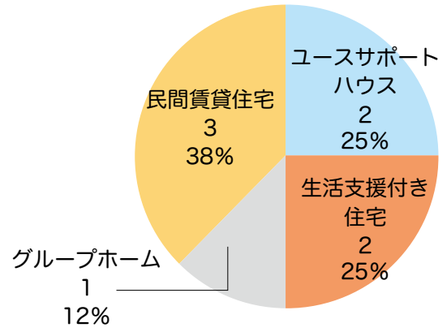

⑤障がい手帳の有無

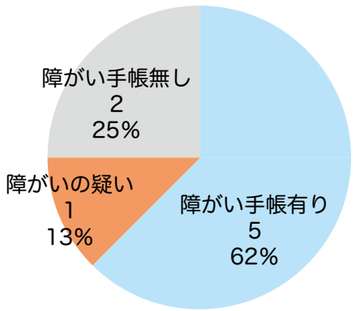

⑥３月１日の就労状況

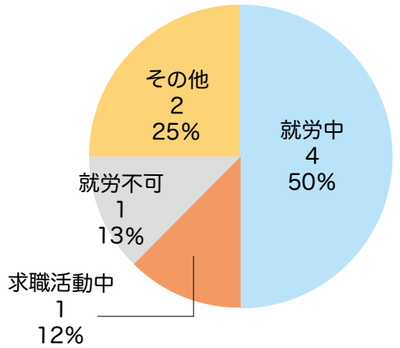

5 支援事例

――20代・女性

小学校２年生の時に両親が離婚。小学校６年生の時に一緒に暮らしていた母親が再婚した。その後、中学生の時に、母親が弟を出産。以降、母親との関係が悪くなる。専門学校卒業後、就職するが人間関係が上手くいかず退職。以降、アパレル、保険会社などを転々とする。その後、精神的に不調になり自宅へ引きこもる。１年程経過し、繁華街で勤めはじめるがコロナの影響で減収。同時期に同棲相手から暴力を受け、家を出る。コロナ禍でビジネスホテルの宿泊費用が下がっていたことから繁華街で働きながらホテルで生活。コロナの状況がますます悪くなり、所持金も尽きそうになったため、相談。

ユースサポートハウスの利用は決めるが、その後も部屋には戻らず、東京で風俗店で働きはじめた。１月ほど風俗店で働いていたが環境に耐えきれず再度連絡。ユースサポートハウスに戻り、就職活動を開始。飲食店での就労が決まり、現在は一人暮らしを開始しながら定期的に自宅に訪問し、見守りを継続している。

――30代・女性

高校卒業後、来札。その後、結婚し一児を儲ける。夫から言葉の暴力があり、子どもと一緒に家を飛び出す。札幌市のシェルターに入所するが、携帯電話の機能で夫に居場所がわかり、警察より強く避難を勧められ、相談。即日、ユースサポートハウスの利用開始となる。利用後、妊娠ししていることがわかり、本人の強い希望で堕胎。仕事をしていたが、コロナの影響もあり出勤回数は減少。

収入や体調にも不安があることから、生活保護の利用も検討したが、本人はあくまで就労自立を強く希望したことから、就労を継続しながら自立を目指すことになった。利用期間中は、他の利用者が子どもの面倒をみるなど施設全体としてサポート。親からも金銭的な援助を受けることなり、その後、アパートを確保し、自立した。

現在も定期的に連絡をとりながら生活状況を確認している。

時々、子どもを連れてユースサポートハウスに遊びにきている。

――10代・男性

両親が幼い頃、本人を育てるのが困難になり児童養護施設へ入所。中学生の頃から万引きを繰り返すようになり補導される。高校入学後も教師に対する暴力行為や万引きなどにより逮捕される。

地方の高校へ再入学し、寮で生活していたが周囲との関係が悪くなり退学。自立援助ホームを利用していたが、職員への態度が悪いという理由で退所させられ、ユースサポートハウスの利用につながる。

本人はすぐの就職は目指してなく、高卒認定を受け専門学校へ行くことを希望。本人の担当弁護士とも相談し、高卒認定試験へ向け学習できる環境を整えるための援助を開始。また、障がい手帳を持っていたことから、年度をまたいで支援が可能なグループホームへの入所を決める。数か所のグループホームを見学後、塾からも近いグループホームを体験利用し、生活保護を申請し、グループホームへ入所した。入所後も定期的連絡をとるなどなどして近況を確認している。

――20代・女性

中学卒業時に入学資金や学生服を購入する費用がなく、両親と当法人の相談窓口に来所。高校通学中も両親からの金銭的搾取を受け、相談を継続していた。高校卒業後、札幌にいる知人を頼り来札。その後、男性宅を転々とする。転居先を探したいと、ユースハウスナビ事業を何度か利用し、内覧はするが現在同居している男性宅にいたいとのことで、支援が中断していた。

本年度に入り、警察から連絡。同居している交際相手から度々暴力を受け、警察に相談したとのこと。本人が従事スタッフの電話を知っていたことから連絡をしたとのこと。

本人が避難することを強く希望していたことからユースサポートハウスの利用を開始した。

利用後、数日が経過し、元交際相手と連絡をとりあっていると知らせがあったことから再度警察に相談。警察から連絡をとらないよう双方に指導があった。また、地下鉄の利用方法がわからず徒歩で通勤していると本人から話があったことから、一緒に何度か地下鉄にのり、就業先へ通勤できるよう援助。一定程度、貯金もあったことから、アパート探しを援助し、住まいを決め、利用は終結した。利用終了後も、収入が不安定なこともあるので、フードバンクを届けるなどしながら、現在も定期的に訪問・支援を継続している。

6 ユースサポートハウス利用者アンケート

（1）利用を開始した理由（利用者8名・複数回答可）

理由	回答
居住場所がない	8
経済的理由で住宅を借りることが困難だった	8
保証人・緊急連絡先の問題で住居を借りることが困難だった	7
金銭管理が苦手なため	5
生活習慣を身につけるため	5
一人暮らしが不安なのでサポートが必要なため	6
家具・家電を揃えなくていい	6
その他	6

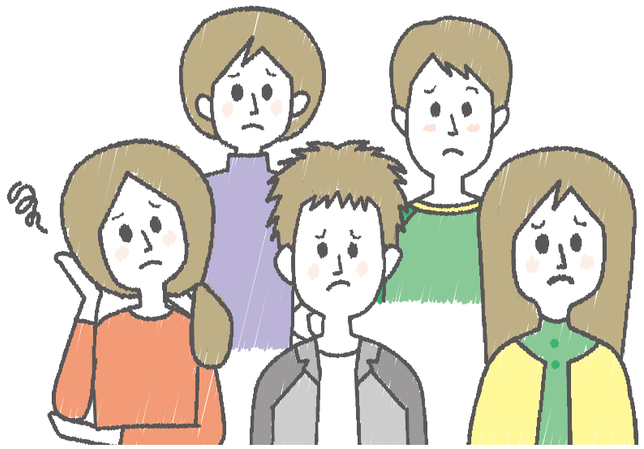

（2）ユースサポートハウスに入居して良かったこと

①利用料・生活費が安い

良かった	普通	良くない
8	0	0

②就労や生活に困った時に相談できる相手がいる

良かった	普通	良くない
7	1	0

③生活習慣を身につけるための支援が受けられる

良かった	普通	良くない
7	1	0

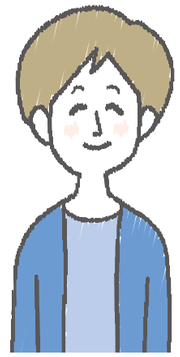

④行政手続きや医療機関に同行してくれる支援員がいる

良かった	普通	良くない
7	1	0

⑤金銭管理について相談できる支援員がいる

良かった	普通	良くない
6	2	0

⑥ジョブトレについて

良かった	普通	良くない
5	3	0

（3）ユースサポートハウスを利用しての生活面の変化

①一人暮らしに向け貯蓄について

十分出来ている	出来ている	普通	出来てない	全く出来てない
3	2	1	2	0

②掃除・洗濯の習慣について

身についた	まぁまぁ 身についた	普通	身につかない	全く 身につかない
6	2	0	0	0

③自炊の習慣

身についた	まぁまぁ 身についた	普通	身につかない	全く 身につかない
6	1	0	1	0

④金銭管理について

身についた	まぁまぁ 身についた	普通	身につかない	全く 身につかない
4	3	1	0	0

（4）ユースサポートハウスを利用しての就労面の変化

①就職活動について

積極的に している	まぁまぁ している	普通	していない	仕事をしていたので 必要がない
2	2	0	1	3

②仕事を継続するのに重要なこと（複数回答可）

住まいの安定	職場環境	やりがい	収入	人間関係
7	8	6	5	7

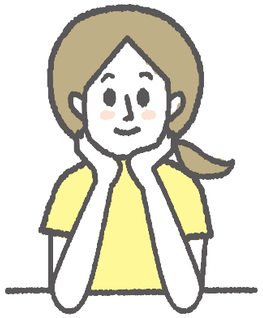

③仕事の継続について

継続して いきたい	少し悩むが 継続したい	就職活動中	辞めたい	すぐにでも 辞めたい
4	0	4	0	0

④現在の１月生活するための収入について

５万以下	５万～10万	10万～15万	15万～20万	20万以上	就職活動中
0	1	5	1	1	0

⑤現在の貯金の金額

なし	５万～10万	10万～20万	20万～35万	35万～50万	50万以上
1	2	3	1	1	0

⑥ユースサポートハウスを利用してからの就労収入について

増えた	変わらない	就職活動中
2	2	4

（5）ユースサポートハウスを利用してのその他の変化

①家族・親族関係について

良くなった	少し変わった	変わらない	悪くなった	家族・親族がいない
4	0	3	0	1

②友人関係

良くなった	少し変わった	変わらない	悪くなった	友人がいない
5	2	0	0	1

③これまでの生活と比べ自分自身にとって良かったこと（複数回答可）

友人知人が出来た	親にうるさく言われない	自分の部屋がある	自分のペースで生活できる	相談できる人がいる
7	6	5	8	7

④今後の生活について

安心	なんとかなるさ	普通	不安	すごく不安
1	1	2	3	1

⑤ユースサポートハウスでの支援はどのくらいの期間必要だと思いますか？

1月	3月	半年	1年	1年～2年	2年以上	期間を定めず安心するまで
0	2	0	0	2	1	3

⑥ユースサポートハウスを利用しての感想と今後の課題　※自由記述

- ●ジョブトレを通して生活リズムが身について良かった
- ●久しぶりに子どもと遊ぶことが出来てよかった
- ●今後について考えることができた
- ●一緒に作った焼きそばの味が忘れられない
- ●友人まではいかないが、知り合いが出来てよかった
- ●色々な相談にのってもらえるのが凄く良かった
- ●除雪が大変だった

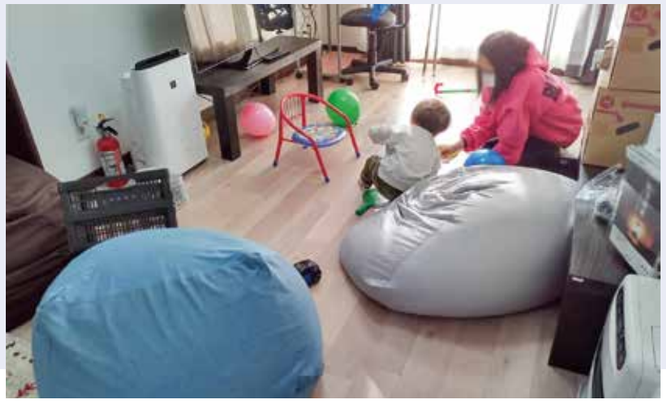

7　ジョブトレ

（1）事業概要

求職活動期間中、就労意欲の低下や生活習慣の乱れなどを予防するためユースサポートハウス利用者等を対象に、施設内アルコール消毒作業、事務所・共同リビング清掃作業、シェルター・生活支援付き住宅清掃作業・簡易事務作業等の施設管理作業を有償のジョブトレーニングとして実施した。

（2）実施機関

2021 年 6 月～ 2022 年 2 月末　平日：9 時～ 13 時

（3）参加人数

延べ 152 名（実人数 9 名）

（4）事業効果

- 作業を通じて、利用者同士の交流が生まれ、ユースサポートハウス内での人間関係の構築につながった。
- 施設の管理作業に参加することで、施設に対しての愛着が芽生え所属意識につながった。（孤立・孤独対策）
- 生活リズムが整えられ、就労意欲の維持・向上につながった。
- 清掃やアルコール消毒作業をすることで、自身の部屋への美化意識やコロナ感染拡大予防への意識が高まった。
- ジョブトレの場が住まいと直結しているため、就労が困難な精神疾患を抱える若者も自主的に参加し、回復につながった。（部屋から出てこれるようになる）

8 ユースハウスナビ・ユースサポートハウス事業の成果

（1）ユースハウスナビ利用目標達成率（3月1日時点）

	目標数値	実績	目標達成率
相談者数	100名	78名	78%
住宅確保	70名	43名	61%

（2）ユースサポートハウス利用目標達成率（3月1日時点）

	目標数値	実績	目標達成率
利用者数	12名	8名	75%
宿泊実績	1154日	779日	67%
就労者（正社員）	9名	2名	22%
貯金（月1万）※平均	1万円	2万円	200%

9 居住支援法人・不動産会社・保証会社・管理会社・支援団体・自治体・自立相談支援機関員向け研修会

「居住支援と家賃債務保証」研修会報告書

1．日時　令和３年 12 月 23 日　13:30 ～ 17:00

2．会場　市民活動プラザ星園２F 大会議室及びオンライン

3．参加人数　47 名

【内訳】行政５名／居住支援法人（支援団体）７名／居住支援法人（不動産会社）１名／居住支援協議会３名／医療機関４名／障がい者支援４名／高齢者支援１名／更生保護６名／生活困窮者支援７名／不動産会社３名／保証会社４名／その他２名

4．内容

（1）居住支援法人に今後期待されること　13:35～14:05

講師：国土交通省　住宅局　安心居住推進課　課長補佐　山口秀太 氏

【詳細】

新たな住宅セーフティネット制度の概要と現在の状況についての説明があった。

居住支援法人に今後期待されることとして、①自らの居住支援法人からの視点だけでなく、地域の視点から居住支援を捉える。②住宅×福祉だけでなく、自治体×民間事業者の連携も重要。地域における居住支援体制を構築するためには、プラットフォームとなる居住支援協議会の役割も重要になる。ただし、民間事業者の力添えがあって、初めて自治体も動ける。地域における居住支援の普及促進・地域資源の掘り起こしが大切で、居住支援法人の母体事業は多種多様であり、本来交わらない業種が交わるのも居住支援の特徴。つまり、意識（表面化）していないだけで、横のつながりが、地域資源を掘り起こすきっかけになるかもしれないとあった。

（2）地域ふくし連帯保証の取り組み

講師：NPO 法人やどかりサポート鹿児島　代表理事　芝田　淳 氏

【詳細】
　鹿児島県で活動している NPO 法人やどかりサポート鹿児島で取り組んでいる、地域ふくし連帯保証の取り組みについて説明があった。やどかりは家賃保証を行っているが、住宅確保要配慮者に支援者がつくことを条件に家賃保証をしている。また、当事者同士の互助の仕組みをつくり当事者同士が支えあう仕組みづくりにも取り組んでいるとあった。

■パネルディスカッションの様子

■会場の様子

（3）パネルディスカッション『家賃債務保証について考える』

【パネリスト】

国土交通省住宅局　安心居住推進課　課長補佐　山口秀太 氏
NPO 法人やどかりサポート鹿児島　代表理事　芝田　淳 氏
札幌市居住支援協議会　勝見元暢氏・花田秀二 氏
ハウスプロジェクト株式会社　代表取締役　阪田浩平 氏
日本セーフティー株式会社　営業部　山下大輝 氏・菅原　舞 氏

【詳細】
　札幌市居住支援協議会・ハウスプロジェクト株式会社・日本セーフティー株式会社の取り組み発表後パネルディスカッションを行った。パネルディスカッションでは、ハウスプロジェクトのように家賃債務保証会社を使わずに家主との信頼関係を構築し、自分たちが見守ることを条件に、家主と住宅確保要配慮者が賃貸借契約を結ぶ方法なども提案された。日本セーフティー株式会社からは、家主の利益を守ることは重要であるが、やどかりの取り組みのように、居住支援法人が入ることで家賃滞納・生活破綻のリスクヘッジになるのであれば、今後連携していけるようになるのかもしれないとあった。

4．参加者アンケート

どの内容に関心があり、参加したか

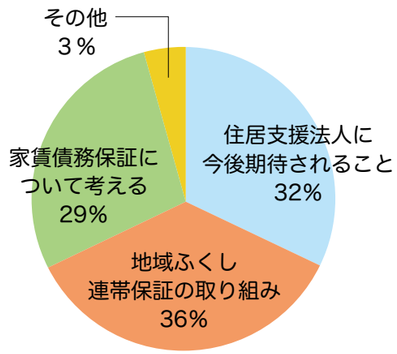

今後良い変化が期待できそうか

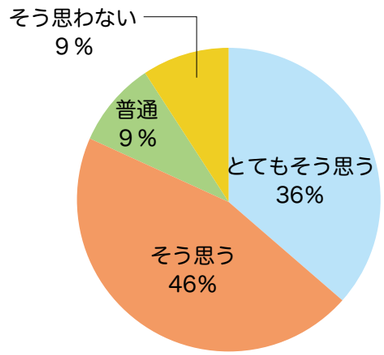

感想

- 住宅セーフティネット制度における補助金等の住宅確保要配慮者に対する支援制度を設けているが、現時点では制度を知らない大家も多くいる。まずは制度の周知などの知識の向上が課題となると思う。
- 住宅確保要配慮者や大家の中には法的な知識が不足している者も多くいると思われる。そのような者を対象として関係する法の知識取得の場を設けた方が良いと思われる。（例 . 民法、借地借家法、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律など）
- ①入居前②入居調整③入居中④入居後それぞれの段階における事例検討をしてみたいと思いました。また、札幌市内の居住支援法人の取組みを１度の研修で２～３法人づつぐらい聞く時間があると、各法人の特色や強みが知れてよいなあと思いました。今回のテーマのようなパネルディスカッションも様々な立場の方の意見が聞けるのもお得感があってよかったです。司会進行、質問がこちらも聞いてみたいことをたくさん代弁していただけて本当に参考になりました。ぜひまた参加したいです。ありがとうございました。
- 居住支援法人の活動の交流、具体的に連携を前に進めるための方策（『やどかり』さんの事業展開をモデルとして札幌市に応用したら・・・『札幌モデル』の創出に向けたもの）
- 横の連携のイメージがとてもわいたため、居住支援法人との連携が今後具体的に進められそうな共感が得られた。
- 行政、NPO 法人、不動産会社、保証会社等の様々な立場の視点からの意見を聞けたことが良かった。
- 公民が交流し、それぞれ熱意あるリーダーになり得る人がいる。
- 法人が出来た頃に比べると状況に違いもあるが、やれる事が増えて来ているから。

「日常生活支援住居施設と生活支援付き住宅」研修会報告書

1．日時　令和４年１月 19 日　13:30 ～ 17:00

2．会場　オンライン開催（新型コロナウィルス感染拡大の影響）

3．参加人数　50 名

【内訳】行政 11 名（国交省１・法務省４・厚労省１・北海道３・札幌市２）／居住支援法人（支援団体）10 名／居住支援法人（不動産会社）６名／医療機関２名／障がい者支援３名／高齢者支援３名／更生保護２名／生活困窮者支援６名／不動産会社３名／研究者２名／その他２名

4．内容

（1）日常生活支援住居施設について　13:35～14:25

講師：厚生労働省社会・援護局 保護課保護事業室　室長補佐　内野英夫 氏

【詳細】
　令和２年 10 月からスタートした日常生活支援住居施設の概要と現在の状況についての説明があった。制度そのものは、無料低額宿泊所等の規制強化（貧困ビジネス対策）と生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、必要な日常生活上の支援を提供することを目的に創設された。無料低額宿泊所の届け出をしたのち、入居者に対し、支援計画 を策定し、基準となる人員配置・日常生活支援を行う施設に対し、行政が認定を行い、支援費を支払う仕組みとのことであった。

（2）日常生活支援住居施設の実践について　14:25～15:15

講師：NPO 法人ワンファミリー仙台　理事長　立岡　学 氏

【詳細】
　宮城県仙台市を中心に活動している NPO 法人ワンファミリー仙台で取り組んでいる、日常生活支援住居施設の取り組みについて説明があった。ワンファミリー仙台では、社会福祉医療機構の助成金を活用し、「無料低額宿泊所に入居している対象者像の把握」と「無料低額宿泊所でなされている支援はどの様な支援なのか」についてパイロット事業を行い、タイムスタディ調査を実施。明らかになったことを取りまとめ、政策提言を行った。日常生活支援住居施設の中では、高齢者の外出時の見守りなど、これまでは家族が行ってきたものを支援員が行うなどの報告もあった。（家族機能の社会化）また、つながりの再構築がされるなど孤立している人たち孤立・孤独対策にも有効であることがわかった。

■パネルディスカッションの様子

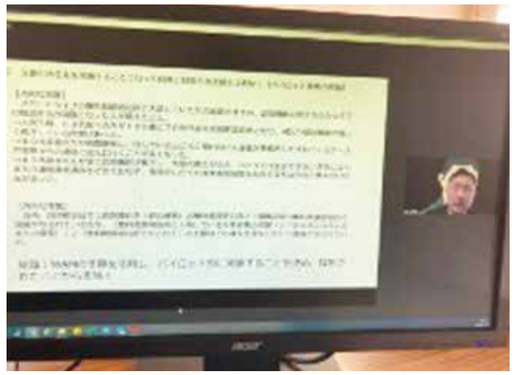

■講義の様子

（3）パネルディスカッション『生活支援付き住宅の可能性について』15:30～16:55

【パネリスト】

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室　室長補佐　内野英夫 氏

NPO 法人ワンファミリー仙台　理事長　立岡　学 氏

NPO 法人北海道生活困窮者支援センター　斎藤真行 氏

株式会社 N・フィールド 住宅支援部札幌営業所　住宅支援部　葛西　了 氏

【コーディネーター】

大阪市立大学　准教授　垣田裕介 氏

【詳細】
　NPO 法人北海道生活困窮者支援センター・株式会社 N・フィールドの取り組み発表後パネルディスカッションを行った。パネルディスカッションでは、日常生活支援住居施設の入居対象者像や札幌市に多くある生活支援付き住宅（サブリース）について議論された。生活支援付き住宅と日常生活支援住居施設は重なる部分も多くあり、今後地域内で広がる可能性は十分にあるが、一方で財政的な面もあることから、自治体の協力は必須とのこと。また、生活支援付き住宅入居後の孤立の問題もあることから、ひとり一人のニーズに応じた見守りや支援を行うことが今後重要になるとあった。

4．参加者アンケート

どの内容に関心があり、参加したか

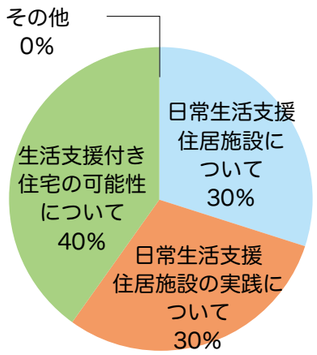

日常生活支援住居施設や生活支援付き住宅に期待できるか

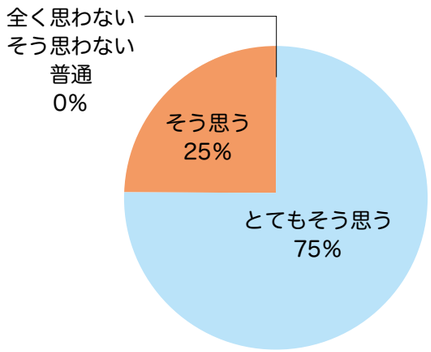

感想

- 制度の概要から実践事例について、とても分かりやすく充実したご説明をいただけた。また、パネルディスカッションも示唆に溢れており、大変勉強になりました。
- 居住支援制度との親和性・一体性も高いものであり、更に連携を深めることにより、住宅確保要配慮者に対する支援の充実を図ることができると考えられる。
- 介護保険や障害サービスを利用できない人の支援が、いまより必要な支援を提供しやすくなると思いました。
- 今日は障害のある子の保護者として在宅医療に関わる職場に勤務する立場から参加し、とても貴重なお話と何かうまく言えませんがヒントを頂いた手ごたえがあります。その中でも今一番感じているのは、なるべく障害があってもできることを増やして育ててきて、本人の暮らし、住まい方を考えるとき、既存の福祉サービスだけでは本人の望む自由な生活とはならないなと言うことです。親としてはグループホームが安心感はありますが、やはり違うなと。で、少しでも見守りがありつつ、サテライト型が増えない今、たどり着いたのが支援付き住宅でした。今後障害分野からでもニーズがあるのではと思いました。ありがとうございます。
- 北海道内約 2000 室の民泊がありますが、コロナ禍で開店休業状態。ベッド・洗濯機や調理器具・水道電気ガスなどインフラが整った状態で、空き室民泊を地域資源として活用を考え、居住支援法人の指定を受けたところです。日住の活動など先駆的事例を参考にさせていただきます。ありがとうございます。
- 箱の提供だけでは解決にならない現状、支えるための担い手や財源の確保等、課題はたくさんありますが、前向きな話し合いが進められたように思いました。
- タイムスタディ調査等を通じて、日常生活支援住居施設の実践事例として非常によく理解できる内容でした。また、日常生活支援住居施設だけを捉えるのではなく、その他の様々な支援付きの住宅を充実させるという考え方には非常に共感できるところであり、課題によりどう「住まい方」を考えるのか、改めてお話をお聞きできればと思いました。
- 居住支援の重要性が必要だと思います。居住支援で入居者の状況を確認し、自立できる方は部屋を借り、支援が必要な方は、無料低額宿泊所や日常生活支援住居に入居するなり、色々な方向性があった方がいいと思います。

「孤立させない刑務所出所者等の支援」研修会報告書

1．日時　令和４年２月 16 日　13:30 ～ 17:00

2．会場　オンライン開催（新型コロナウィルス感染拡大の影響）

3．参加人数　73 名

【内訳】行政５名（法務省１・厚労省１・北海道１・札幌市 2）／居住支援法人（支援団体）19 名／居住支援法人（不動産会社）６名／医療機関１名／障がい者支援４名／高齢者支援１名／社会福祉協議会７名／更生保護 12 名／生活困窮者支援 12 名／不動産会社２名／支援団体２名／民泊関係者１名／その他１名

4．内容

（1）刑務所出所者等の住まいの支援について

講師：法務省保護局更生保護振興課　地域連携・社会復帰支援室長　西村朋子 氏

【詳細】
　更生保護全般の制度や仕組みについての説明があった。刑務所出所者等を支援する上で、特に出所後の生活環境の調整やその後の相談援助・就労支援が重要であるとのことだった。しかしながら、満期出所者等の中には仕事や帰住先が決まらないまま釈放される者もおり、居住不安定、社会での役割を見いだせないまま再犯につながる者も多いとのことだった。そのため、住まい支援やその後の見守り等を行う居住支援法人との連携が、今後増々重要視されるとのことだった。

（2）孤立させない支援とは？

講師：認定 NPO 法人抱樸　理事長　奥田知志 氏

【詳細】
　福岡県北九州市を中心に活動している認定 NPO 法人抱樸の理事長である奥田知志氏から、孤立させない伴走型支援について話があった。日本では諸外国と比較し、社会的孤立を感じている人が非常に多く、つながりのケアが重要とのことだった。抱樸では、これまでのホームレス支援を通じて単に住まいを確保しただけでは支援は不十分であるとの認識に立ち、住まいを確保してからもひとり一人に伴走しながら、看取りまで支援しているとのことだった。（家族機能の社会化）また、単に経済的困窮を解決するだけではなく、その人にとって「誰」が必要なのか？そこを考え、サポートしていくことが重要であるとのことだった。

■パネルディスカッションの様子

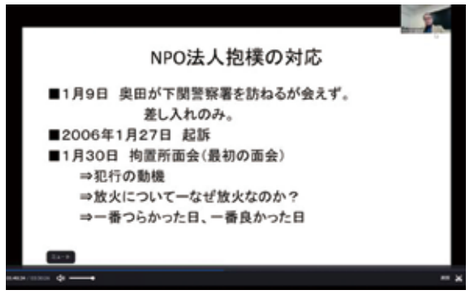

■講義の様子

（3）パネルディスカッション『孤立させない刑務所出所者等の支援について考える』

【パネリスト】

法務省保護局更生保護振興課　地域連携・社会復帰支援室長　西村朋子 氏

認定 NPO 法人抱樸　理事長　奥田知志氏

北海道地域定着支援センター 統括コーディネーター　石井　隆 氏

NPO 法人ほっとらんど　事務長　佐々木正明 氏

【コーディネーター】

一般社団法人札幌一時生活支援協議会　理事長　山内太郎 氏

【詳細】
　北海道地域定着支援センター・NPO 法人ほっとらんどの取り組み発表後パネルディスカッションを行った。刑務所出所者等が、孤立しないためには何（誰）が必要なのか？　また、それを行う人や団体を支援するためにどのような制度があるのかについて話し合われた。刑務所出所者等に対し、更生保護施設に通う仕組みや刑務所に入所している段階から支援につなぐ仕組みについても紹介があった。

4．参加者アンケート

どの内容に関心があり、参加したか

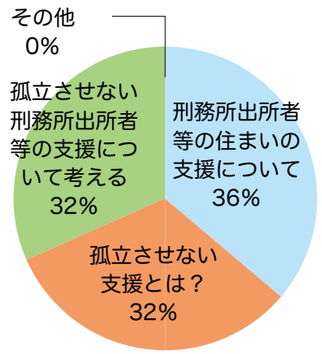

刑務所出所者等の住まいの支援について今後期待できるか

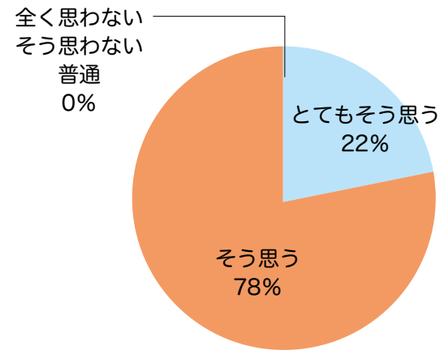

感想

- 行政寄りの解決型支援と他機関の伴走型支援。両軸で動く必要性が認知されていけば、社会保障費の削減に有効という結果も伴って来ると思っています。
- 出所後の住まいの支援については、当事者、支援者、保護観察官 等にヒヤリングを行うなどして、問題点を可視化し、連携やコミュニケーションを取りながら改善していければ、現実的に使えるものになっていくであろうと考える。
- 当法人で抱えている問題を解決する方法の具体的な方向性が確認できました。
- 刑務所出所者に対する問題が可視化され、こういった動きが進み、議論等がなされることについてはとても良いことだと思うが、現実と制度のギャップを強く感じざるを得ない。
- 帰るべき場所がなく孤立してしまうと再犯などのリスクが高くなることも考えられるため、相談がなるべく気軽にできるような窓口などが多く存在すれば、相談に行きやすい環境ができるのかなと思いました。
- 更生保護施設から退居された場合のパイロット事業とても安心しました。更生保護施設から次の生活が定まらない中で期限通り社会へというケースがあり、混乱しながら、居住確保支援していましたので、とても安心する取り組みが開始されたと思います。
- 人と人の繋がり「お互い様」の精神を戦略的に広げていくことも、居住支援法人の大きな役割だと感じました。
- 刑期を終えて出所し、社会に戻った時に、行き場がないことについて、対策を考えて、いくつかのメニューはあると思うが、当事者自身が上手く使えるに至らないものではないかと思っている。出所するまでに、メニューが使えるようになるようなある程度の教育（現実的な）ができないだろうか？と考える。
- 自分が不勉強で、身元引受人がいないと「仮釈放」はなく、満期出所のみと初めて知りました。そしてその満期出所者の再犯率が多いこと。孤立させないためには本人の申し出が無くても刑余者というだけで社会復帰のハンデとしては大きいので、実際に刑余者の居住確保や就労支援に関わってみた実感として、重層的な支援の手が必要だと感じています。

10 研修会の成果

（1）研修会参加人数の目標達成率

	目標数値	実績	目標達成率
第１回目	50名	47名	94%
第２回目	50名	50名	100%
第３回目	50名	73名	146%

（2）居住支援法人向け勉強会の開催

日付	テーマ	参加人数	支援団体	行政
2021年12月23日	家賃債務保証	20人	13団体	４団体
2022年　1月19日	日常生活支援住居施設と生活支援付き住宅	20人	10団体	４団体
2022年　2月16日	刑務所出所者等の支援	21人	15団体	３団体

（3） 視察・講師派遣

視察：　　８回
講師派遣：２回
（全国居住支援法人協議会・一般社団法人あったらいいね）

（4）研修会の成果

2017 年度から 2019 年度まで本助成金を活用し、不動産会社･保証会社･自治体・支援団体の職員を対象に研修会を実施し、地域内に居住支援のネットワーク体制が出来つつあった。2020 年 2 月から新型コロナウィルスの影響により、対面での情報交換会や研修会の実施が困難となった。そのため、再び互いの活動の状況や地域内での課題・新たな支援の仕組みを対面で学ぶ機会がなくなり、ネットワークの再構築が必要になった。

本事業では当初、若者の居住支援相談窓口やユースサポートハウスのような若者の居住支援を支える仕組みを地域内で広げること、また若者の居住支援の重要性を制度化することを目的としていたが、新型コロナウィルス感染拡大の影響を常に受ける状況にあり、これらの活動も難しくなった。そのため新型コロナウィルス感染拡大が一時的に収まった時期に、自治体職員と居住支援のネットワークや地域課題を確認する機会がありその際、居住支援に取り組む団体は以前よりは増えてきたが、個々の団体の支援対象・支援内容・得意・不得意が共有出来ずにいるという地域課題を発見。

本事業は、過去の取り組みに遡る形にはなったが、地域として再スタートをすることを重視した。本事業では、北海道・札幌市担当課と国交省との意見交換の場を作ったほか、居住支援法人向けの勉強会も開催し、オンライン形式ではあったが自治体職員・居住支援法人職員が率直に情報交換を行う場なども設定した。研修会では、これまでとは違い生活困窮者自立相談支援機関・居住支援法人からの参加だけではなく、高齢者支援・刑務所出所等の支援・障がい者支援・医療機関などからも参加があり、居住支援に関する問題はコロナ禍の中で広がっているのだと感じられた。

本事業のベースは、若者居住支援ではあるが、「若者居住支援」を地域内で広げていくためには、様々な関係機関とのネットワークや、崩れつつあった「居住支援ネットワーク」を再構築するために「歩みだす」場が必要であった。本事業はそのきっかけになったと感じている。本事業での継続は難しくなるが、自治体等とは本事業の重要性を確認しており、継続に向けて動き出すことを確認できたことが「現段階」での成果であると感じている。

11 終わりに

事業を通じて見えてきたのは、「家族」がいない若者が沢山いるということ。これは、家族と離散した、もしくは亡くなった、そのようなことではありません。

2020 年 2 月から新型コロナウィルス感染拡大がはじまり 2 年以上が経過しました。若者の住まいの問題は、コロナ以前からありましたが、不安定な就労・生活環境下にある若者の状況は増々悪化しました。また、生活困窮自立相談支援機関への若者からの住まいの相談が急増したと報告されています。

国の居住支援施策は、平成 29 年からスタートした新たな住宅セーフティネット制度や令和 2 年からスタートした日常生活支援住居施設など、確実に住まいの問題や居室確保後の生活支援について議論が進んできています。また、児童福祉法の改正などもあり、「一部」の若者の支援は進むものと考えられます。

今後は居住支援政策の中で、「若者」についての議論が進むのかも知れませんが、現状は高齢者・障がい者・刑務所出所者等の議論が中心です。「公的な支援」は確実に進んできていますが、ユースサポートハウス事業で出会った若者たちをみていると「公的な支援」にも限界を感じます。何故なら、やはり「家族」でないと、担うことが難しい部分も多々あるからです。

本報告書を作成しながら 2021 年度のユースサポートハウスを振り返ると、「両親の再婚により居場所を無くした若者」・「福祉的支援（おせっかい）に馴染まない若者」が印象的でした。また、本事業では、保護観察中や補導された若者の行き先が無く困っている、という相談もいくつもありました。コロナによる影響は何かを問われることが非常に多く、もっともらしく説明をした時、素晴らしい「解答」とされ、様々なものが手に入ります。生活困窮者向けの給付金の話がよく話題にあがります。確かに、一時的には非常に助かるものです。では、それが何に使われたのか？「誰かの」根本的な問題を解決したのか？ 現場にいる私たちとしては疑問が残ります。

私たちは、2017 年度から若者の居住支援に取り組んでおり、2019 年度の報告書の中では、①信頼関係の構築 ②金銭教育 ③つながり続けること、を今後の若者居住支援のキーワードとしました。その「根幹」にあるものは、コロナ禍でもコロナ前でも、そしてコロナ収束後も変わることなく、「家族」だと思います。日本社会は家族に様々なものを文化として背負わせてきました。住まいの相談に来る若者は「孤立」しており、家族関係が非常に悪く、「憎んで」いる若者も多くいます。生活が一旦落ち着くと、少し自身のことを考える余裕ができます。本当は「何が」必要なのか？

決して終わることない「家族」なのだと、事業を通じて感じています。「家族」が担う機能も高齢者と若者とでは全く違います。居住支援は「暮らし」全てについて考える支援であり、それは 24 時間 365 日について考えなければいけません。年代・特性・課題別に考えることは非常に縦割りでありますが、居住支援が必要な若者についてどう考え、サポートしていくのか？ 考える必要があります。若者に必要な、決して終わることのない「家族機能」をどう考えていくのか、若者にとって「家族」はどんな役割を担っているのか？ 議論していく必要があると思います。

特定非営利活動法人
コミュニティワーク研究実践センター

札幌市中央区南8条西2丁目
市民活動プラザ星園
TEL：011-206-9565
FAX：011-511-1316